# 定款

株式会社タカヨシ

## 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社タカョシと称し、 英文では TAKAYOSHI, INC. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - 1. 産直ビジネスの展開
  - 2. 食料品・飲料水、米穀類、酒類、塩、煙草及び喫煙具類の販売
  - 3. 建築資材、塗料、木材、金物、工具の販売
  - 4. 室内外装飾用品、給排水・給湯設備器具、換気装置器具、厨房器具の販売並び に建築工事の設計管理及び請負施工
  - 5. 家庭用電気製品、石油機器、ガス機器、消火器及び家具調度品の販売
  - 6. 家庭用雑貨品、衣料品、靴・履物、鞄・袋物、雨具、寝具類の販売
  - 7. 化粧品の販売
  - 8. 医薬部外品・衛生用品の販売
  - 9. 動物・ペット用品並及び植物・園芸用品・肥料・農薬の販売
  - 10. スポーツ用品、釣用品及び楽器・テープ・レコード・書籍・紙類・文房具・事務用機械器具、玩具・その他遊戯用具の販売
  - 11. 眼鏡・時計・カメラ用品、美術工芸品、貴金属・宝石の販売並びに写真の現 像、各種鍵の加工
  - 12. 自動車の部品・用品・附属品の販売
  - 13. 貨物取扱事業
  - 14. 不動産賃貸業務
  - 15. スポーツ施設、遊技場の経営
  - 16. レストラン事業の運営
  - 17. 前各号に関連するフランチャイズシステムによる加盟店の募集及び指導
  - 18. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉県千葉市に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
  - 1. 取締役会
  - 2. 監査等委員会
  - 3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に 掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、1000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって 市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株式につき株主名簿管理人を置く。
  - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
  - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名 簿及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社 においては取り扱わない。

#### (株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締 役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

#### (招集)

- 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
  - 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

#### (招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序 に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して 交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席 した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の 2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
  - 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

#### (員数)

- 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
  - 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

#### (選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会において選任する。
  - 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
  - 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### (任期)

- 第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時ま でとする。
  - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
  - 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締 役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。
  - 2 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。) の中から、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若 干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序

に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3 前2項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会 を招集できる。

#### (取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### (取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議が あったものとみなす。

#### (取締役への委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議 によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号 に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することがで きる。

#### (取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会 において定める取締役会規程による。

#### (報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の 利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取 締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

#### (取締役の責任免除)

- 第28条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会 社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合 には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度と して免除することができる。
  - 2 当会社は取締役(業務執行取締役等を除く。)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

#### (監査等委員会の招集通知)

- 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  - 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

#### (監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会に おいて定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

#### (選任方法)

第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。

#### (任期)

- 第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会終結の時までとする。
  - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### (報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

#### (責任免除)

第34条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任に ついて法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額 は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第35条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当基準日)

- 第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
  - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
  - 2 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当基準日)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても なお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第42回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の責任を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第2条 変更後定款第15条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月 末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。
  - 2 本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した 日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和45年12月24日会社成立

平成14年 6月25日変更

平成15年 6月27日変更

平成17年 6月29日変更

平成 1 8年 6月 2 9 日変更 平成 1 9年 7月 1 7 日変更 平成 2 1年 6月 2 9 日変更 平成 2 3年 6月 2 9 日変更 平成 2 3年 6月 2 9 日変更 平成 2 4年 1 2月 2 7 日変更 平成 3 0年 1 2月 2 6 日変更 平成 3 0年 1 2月 2 8 日変更 令和 1年 1 2月 2 4 日変更 令和 2年 1 2月 1 5 日変更 令和 3年 9月 9 日変更 令和 4年 1 2月 2 7 日変更